

国立大学法人和歌山大学業務方法書

制 定 平成16年 5月24日

法人和歌山大学規程第 71 号

最終改正 平成23年 3月31日

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の委託)

第2条 本学は、国立大学法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(出資の方法に関する基本的事項)

第2条の2 本学は、技術に関する研究の成果の活用を促進することが十分に期待できる場合、国立大学法人法第22条第1項第6号及び同施行令第3条の規定に基づき、研究成果の活用を促進する事業を実施する者に出資することができる。

(出資の認可申請)

第2条の3 本学は、出資に関し、国立大学法人法第22条第2項に規定する認可を申請しようとするときは、経営協議会の審議を経た上で役員会の議を経るものとする。

2 前項の経営協議会及び役員会については、議事録を作成し、出資の認可の申請に係る議事の内容を明瞭に記載するものとする。

(委託契約)

第3条 本学は、前条の規定により業務の委託をするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第4条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付すものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程等で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(外部資金)

第5条 本学は、国立大学法人法第1条に規定する目的に資するため、寄付金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(業務の執行に関する細則の制定)

第6条 本学は、この業務方法書に定めるもののほか、本学の業務の執行に関し必要な事項を別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成16年5月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第1201号)

この業務方法書は、平成23年3月31日から施行する。